第百八十八条第二号中「こと」の下に「（装備保全管理官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「こと」の下に「（装備保全管理官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する制度の総合調整に関すること。

四　装備品等の補給及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

第百九十条を次のように改める。

（装備保全管理官の職務）

第百九十条　装備保全管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　秘密の保全に関すること。

二　装備品等の研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関する総合的な政策のうち科学技術の管理に関するものの企画及び立案に関すること。

三　装備政策部の所掌事務のうち科学技術の管理に関する必要な情報の収集、整理及び分析に関すること。

第百九十一条中「統合装備計画官一人、事業監理官三人」を「事業監理官四人」に改める。

第百九十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　プロジェクト管理の実施に関する事務の総括に関すること。

第百九十三条を次のように改める。

第百九十三条　削除

第百九十四条中「（前条第一号に規定するものを除く。）」を削る。

第二百一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　装備品等の標準化の促進に関すること。

附則第五項及び第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第九項の表中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十項の表及び第十一項の表中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十二項中「平成三十五年五月十六日」を「令和五年五月十六日」に改める。

附則第十三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六第二十号を次のように改める。

二十　装備保全管理官

第五十一条の六中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第二項中「乗り組んでいる」の下に「陸上自衛官及び」を加える。

第十二条第二項中「階級が」の下に「三等陸佐又は」を、「に」の下に「百分の三十三、」を加える。

第十四条第一項第二号中「である」の下に「陸曹長等及び」を加える。

附則第六項中「人命の救助の作業で」を削り、「伴うもの」を「伴う作業」に改める。

別表第三防衛装備庁内部部局の項中「装備保全管理官」を「装備保全管理官　事業計画官　統合装備計画官」に、「二種」を「二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）」に改める。

別表第五災害派遣等手当の項中「人命の救助の作業で」を削り、「伴うもの」を「伴う作業」に改める。

別表第七中「海将」を「海将　陸将補」に、「一等海佐」を「一等海佐」に、「二等海佐」を「二等海佐　三等陸佐」に、「一等海尉」を「一等陸尉　一等海尉」に、「二等海尉」を「二等陸尉　二等海尉　三等陸尉」に、「准海尉」を「准陸尉　准海尉」に、「海曹長」を「陸曹長　海曹長　一等陸曹」に、「二等海曹」を「二等陸曹　二等海曹　三等陸曹」に、「海士長」を「陸士長　海士長」に、「一等海士」を「一等陸士　二等陸士」に改める。

（防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正）

第四条　防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条中「海上自衛官」を「陸上自衛官及び海上自衛官」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

防衛大臣　河野　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十四号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設を設置し、又は経営する医療法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三